公益社団法人 船橋法人会

ふれあい

2022
vol.210
新春号

地域発展に寄与する
企業文化の向上

公益社団法人船橋法人会　会長 田中保生
〒273-0002 船橋市東船橋 4-14-22　TEL▶425-2701　FAX▶425-3228
E-mail▶info@sfh-net.or.jp　URL▶http://www.sfh-net.or.jp/



CONTENTS

- 新年のご挨拶……2
- 名刺広告……4
- 税務署だより……8
- 税制改正要望の陳情……12
- 令和4年度税制改正に関する提言／スローガン…13
- 第４回理事会報告／税制セミナー……17
- 令和３年度納税表彰受彰者紹介……18
- 全国大会（岩手大会）／健康セミナー……20
- 部会ニュース……21
- 部会ニュース／ブロックニュース……23
- ふなばしの四季／市民の集いのお知らせ……24
- 新入会員のご紹介……28
- e-Tax推進税理士の紹介……29
- 社会貢献活動を支援しています……30
- 新年賀詞交歓会案内／当面の行事予定……31

新年のご挨拶



会　長　田中　保生

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

令和４年、年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、公益社団法人船橋法人会の事業活動に深いご理解と絶大なご支援、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、コロナで始まりコロナで終わった年であったような気がします。昨年末には、新変異株「オミクロン株」が、世界各地に拡大し、国内でも感染再拡大が懸念されています。本年も気を緩めずに感染対策を徹底しながらの毎日となりそうです。

スポーツ界では、マスターズゴルフで松山英樹選手が優勝し、オリンピック・パラリンピックが東京で開催され日本選手が大活躍し、大リーグでは、大谷翔平選手が多くのタイトルを独占する等、大いに盛り上がったのもつかの間の出来事のように感じてしまったのは、私だけでしょうか。一日も早くマスクが取れ平常な日常が取り戻されることを期待したいものです。会員の皆様におかれましても、長引くコロナ感染症の影響で、企業経営や日常生活に大きな影響を受けられているものと拝察いたします。こんな時だからこそ、地域の絆を深く、強くなることを願っております。

さて、わが国は、菅内閣から岸田内閣に引き継がれ、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が打ち出され、[新型コロナウィルス感染症の拡大防止]、[ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機の備え]、[成長戦略]、[分配戦略] として財政支出55.7兆円　事業規模78.9兆円　GDP下支え押上効果5.6％と閣議決定されています。地域経済を牽引する中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。効果的な経済対策により早急な実態経済の回復を期待したいものです。

私たち公益社団法人船橋法人会としましても昨年は、多くの事業が延期もしくは中止を余儀なくされましたが、総会、理事会、ブロック・委員会・部会活動等、最低限必要な活動は行うことが出来ました。特に会員増強活動や税制提言活動・租税教育活動などコロナ禍にもかかわらず、役員、会員の皆様が安全を意識しながらも積極的に活動され大いに結果を残していただいたものと感謝いたしております。今後もリモートとリアルを併用したハイブリットの会議や研修をとおしてインボイス制度、事業承継税制、e-Tax制度など正しい税知識の普及と納税道義の向上に努めてまいりたいと考えております。会員の皆様におかれましては、公益社団法人船橋法人会に入会していることが社会貢献活動の一つであるとのご認識と誇りを持ち、自己啓発と自己研鑽に努め、積極的に法人会の事業にご参加いただければ幸いです。

結びに当たりまして、本年も大野隆二船橋税務署長様はじめ税務ご当局の皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

会員の皆様におかれましては、心身共に健康で明るく、希望に満ちた実り多い年になりますようご祈念申し上げ年頭の挨拶といたします。

新年のご挨拶



船橋税務署長　**大野　隆二**

新年あけましておめでとうございます。
令和４年の年頭に当たり、公益社団法人船橋法人会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

田中会長はじめ役員並びに会員の皆様には、平素より船橋税務署の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございます。本紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

貴会は、「健全な納税者の団体」、「よき経営者を目指すものの団体」として、企業の健全な発展、地域社会への貢献活動、納税道義の向上を目指し、税務・経営に関する講演会や研修会の開催、租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」、「租税教室」への講師派遣など、様々な活動に意欲的かつ熱心に取り組まれておられますことに、深く敬意を表します。

長引く新型コロナウイルス感染症は、貴会の活動や会員の皆様の事業及び生活に多大な影響を及ぼしているものと拝察しており、穏やかな日々が一日でも早く訪れることを願っております。コロナ禍ではありますが、本年も、効果的な会活動が展開されますことを期待するとともに、私どもも、できる限りのお手伝いをさせていただきたいと思っております。

さて、国税庁では、納税者の利便性向上や社会コスト縮減の観点から、申告手続や納付手続のオンライン化を推進しております。昨年５月には、東京国税局において全国初の「キャッシュレス納付推進宣言」が行われました。この宣言には、東京法人会連合会をはじめとした関係民間団体のほか、全国銀行協会、全国地方銀行協会等の団体や銀行、信用金庫、信用組合など合わせて126団体が参加しました。また、昨年11月には、船橋税務署においても、関係民間６団体が参加し、「キャッシュレス納付推進宣言」が行われ、一層の普及に向けて官民が共同して推進していくことを宣言しました。キャッシュレス納付推進につきましては、「既存の納付手段の改善」を行うとともに、「新たな納付手段の提供」として、スマートフォンのアプリ決済サービスを使用した国税の納付手続の導入を予定しており、令和７年度までにキャッシュレス納付割合４割を目標にしております。今後とも、更なるご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

ところで、令和５年10月から開始される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、昨年10月から適格請求書発行事業者の登録申請書の受付を開始いたしました。インボイス制度は、免税事業者はもとより、多くの事業者の方への影響が予想されます。
皆様に制度内容をご理解いただけますように、国税庁では、「インボイス制度特設サイト」を設けており、①オンライン説明会の開催案内、②インボイス制度を解説した動画、③インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどが掲載されています。また、税務署においても、説明会を開催するなど、制度の周知・広報に取り組み、円滑な導入及び適切な申告と納税ができる環境を整えてまいります。貴会におかれましても、制度の周知・広報について、引き続き、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに当たりまして、新しい寅の年が公益社団法人船橋法人会の益々のご発展と、会員の皆様の更なるご繁栄とご健勝に繋がる年となりますよう、心から祈念しまして新年の挨拶とさせていただきます。

令和４年　本年も



会　長
田中　保生
㈱音映システム
浜町2-1-1ららぽーと三井ビル
TEL431-2181



副会長
（Cブロック、厚生、源泉担当）
山田　聡
㈱成晃社
二子町611-1　TEL335-6431



副会長
（Eブロック、総務、税制担当）
小田原隆泰
㈱小田原工務店
海神5-16-34　TEL434-1366



副会長
（Bブロック、広報担当）
木村　誠一
㈱丸文運送
日の出2-3-11　TEL434-6672



副会長
（Fブロック、組織、青年担当）
髙見澤　篤
㈲高見沢産業
宮本2-1-4-1004　TEL371-4418



副会長
（Aブロック、研修、女性担当）
中上　雅喜
㈱ナカガミ
古和釜町411-1　TEL457-4801



副会長
（Dブロック、財務担当）
興松美奈子
㈲興松ビル
前原西2-14-3　TEL464-5009



理事
（Aブロック長）
鈴木　明
㈲八木が谷造園
高野台2-7-5　TEL447-1015



理事
（Bブロック長）
宮口建二
㈱ダイナテック
芝山1-4-2　TEL462-4448



理事
（Cブロック長）
福永幸雄
㈲福永鉄工所
上山町2-493　TEL438-9450



理事
（Dブロック長）
林　啓悦
仁平林商事㈱
薬円台4-1-23　TEL466-3003



理事
（Eブロック長）
川上榮吉
㈱川上商店
宮本9-10-5　TEL434-2281



理事
（Fブロック長）
福本英敏
㈱ケイハイ
南海神1-7-1　TEL460-0814



理事
（総務委員長、南船第2支部長）
安村秀雄
船橋興産㈱
高瀬町31-2　TEL437-8907



理事
（財務委員長）
蓮池政貴
船橋ラビット㈱
高瀬町66-3　TEL431-0376



理事
（研修委員長）
大塚智明
㈲大塚商店
前原西2-13-13 大塚ビル1階　TEL472-2406



理事
（厚生委員長、本町第3支部長）
小柳正和
㈲クリフト
本町7-5-2アオバビル3F　TEL422-5131



理事
（広報委員長）
青野哲三
㈲エーワンネットワーク
日の出2-2-13第2ナカイチビル102号　TEL437-6208



理事
（税制委員長）
古澤和一郎
㈱フォーチュン・マネージメント
薬円台5-22-24　TEL469-6769



理事
（組織委員長）
大原俊弘
㈱日本都市
藤原7-17-28日本都市馬込沢ビル3F　TEL401-3861



理事
（八木が谷支部長）
石井　和好
㈲イシイオートサービス
高野台5-10-1　TEL448-6320



理事
（二和支部長、総務委員）
中村弘之
㈱中村商店
二和東2-10-2　TEL448-2451



理事
（三咲支部長、財務副委員長）
岡庭一美
㈲岡　美
三咲5-32-50　TEL440-3397



理事
（松が丘支部長・税制委員）
台田正則
㈱プロリード
坪井東4-11-12　TEL03-5879-4131

よろしくお願い致します



理事
（金杉支部長、組織委員）
髙橋　徳昭
㈱船橋樹脂工業
金杉7-43-34　TEL448-1211



理事
（新高根支部長、組織委員）
滝田　敦司
㈲タキタ工業
新高根1-23-11　TEL401-6617



理事
（北習高根支部長）
三須　榮光
㈱セレブ
高根台7-28-19　TEL464-8787



理事
（習志野支部長）
秋元　正宏
東葛テクノ㈱
習志野台4-4-7　TEL050-3850-6190



理事
（芝山西習支部長、研修委員）
皆川　義昭
㈱ベストランド
芝山2-2-1ルミエール飯山満1F　TEL456-3031



理事
（北船第1支部長・組織副委員長）
鯨井　祐介
㈱ホエル
藤原3-23-36　TEL430-8655



理事
（北船第2支部長、税制委員）
宇井　一男
㈲宇井工務店
丸山2-22-3　TEL438-1376



理事
（夏見支部長）
安中悟史
㈲アンナカ造園
東町207　TEL422-9052



理事
（前原東支部長、総務委員）
澤井　淳
㈲沢井工業
前原東3-17-6　TEL479-0442



理事
（二宮支部長、厚生副委員長）
池田　昭夫
㈲IKDインシュアランス
二宮1-22-5　TEL490-3933



理事
（薬円台支部長・研修委員）
大久保秀一
大久保スレート建材㈱
薬円台3-6-8　TEL466-0377



理事
（前原支部長・税制委員）
浅原　友美
東洋住販㈱
前原西2-21-6 4F　TEL477-1105



理事
（三山支部長、広報副委員長）
鎌田　勉
㈱鎌田工務店
習志野2-5-10　TEL436-8317



理事
（本町第1支部長、財務副委員長）
伊藤久子
㈲はなゆい
本町2-10-29　TEL433-4466



理事
（本町第2支部長、財務委員）
山﨑秀樹
㈲山崎石炭商会
本町4-9-5　TEL422-2461



理事
（市場支部長・広報委員）
櫻井　竜
㈲櫻井青果
市場1-8-1　TEL424-8338



理事
（宮本第1支部長）
海老原和正
㈲オトエムカンパニー
宮本5-11-9　TEL422-7223



理事
（宮本第2支部長、総務副委員長）
岩下杉彦
㈲岩下不動産鑑定事務所
宮本1-6-18　TEL422-1448



理事
（本中山支部長、厚生委員）
藤井秀明
㈲藤井商店
本中山2-1-24　TEL334-5005



理事
（西船第1支部長・税制委員）
吉田茂行
㈱タウンプランニング
西船4-29-16エステート・ショーエー201　TEL495-5260



理事
（西船第2支部長、総務副委員長、源泉部会長）
川野辺武雄
㈱フロントン
葛飾町2-340フロントンビル1F
TEL432-4541



理事
（南船第1支部長、研修委員）
水上　智
千葉日石㈱
南本町11-14　TEL434-4111



理事
（湊町支部長）
内海金太郎
かねはち水産㈱
湊町1-12-12　TEL433-2501



理事
（組織委員・女性部会長）
座間久子
三共防除㈱
前原東5-16-11　TEL473-7831

令和４年　本年も



理事
（組織委員・青年部会長）
積田　淳
㈲専保
宮本7-23-18　TEL404-5360



理事
（元副会長）
金子研一
㈱わかまつKコーポレーション
北本町1-3-1Kメディカルモール201　TEL425-1791



理事
（元副会長）
小原　智
不二公業㈱
金杉町893-1　TEL438-2511



理事
（税制委員、元財務委員長）
篠田好造
㈲船福商事
本町6-21-1　TEL423-2729



理事
（元Cブロック長）
狩野文夫
㈱ワタリ電気
行田町365-1-510　TEL438-5734



理事
橋本英世
㈱橋　本
薬円台6-6-6　TEL465-5551



理事
（組織副委員長）
佐久間兼治
㈲船橋トーヨー建商
高根町2680-3　TEL439-5179



理事
（厚生委員）
秀　和友
㈲IKDインシュアランス
芝山2-14-32　TEL463-2244



理事
（広報副委員長）
輪湖　信
アヅサ電気工業㈱
湊町3-7-15　TEL433-1061



理事
松丸友樹
昭和興業㈱船橋儀式殿
北本町1-8-1　TEL425-4444



監事
（元副会長）
鈴木　正
京葉運送㈲
本町6-2-10-316　TEL423-3329



監事
森嶋康長
㈲Y・M・A・Office
湊町2-1-2　TEL433-3212



監事
林　敬
㈱船橋中央自動車学校
飯山満町2-635　TEL464-3421



顧問
（元会長）
長野泰二
千葉日石㈱
南本町11-14　TEL434-4111



顧問
（前会長）
平田俊光
㈱三田濱楽園
湊町2-8-5　TEL433-3751



相談役
（元副会長）
伊藤賢二
㈱伊藤楽器
本町1-9-9　TEL466-0111



相談役
（元副会長）
中村　榮
㈲海神ドット釦工業所
栄町2-14-2　TEL432-0311



相談役
（元副会長）
金子三智子
㈱エステート大蔵
本町4-24-19　TEL422-0171㈹



相談役
（元副会長）
大久保和吉
しんろく興産㈱
印内3-8-20　TEL431-0381



相談役
（元監事）
遠藤幸四郎
㈱和幸電気工事
咲が丘4-24-20　TEL448-4355



相談役
（元副会長）
柴田正道
大日クレーン㈱
豊富町594　TEL457-1781



相談役
（元監事）
石毛利幸
㈱伸　幸
本中山2-23-13　TEL424-2932



相談役
（元副会長）
近藤幸治
日立電工㈱
習志野1-12-13　TEL465-3136



相談役
（元監事）
野中邦彦
習志野機材㈱
習志野2-8-20　TEL488-7001

よろしくお願い致します



相談役
(元副会長)
山崎　新一
㈱山崎工業
三咲7-12-1　℡449-7001



相談役
(元副会長)
古橋　久治
古橋工業㈱
金杉4-5-18　℡448-3624



相談役
鈴木　澄江
㈱肉のスズキ本店
東船橋1-2-2　℡424-2344



相談役
(元監事)
森田　雅巳
㈱パステルタウン
本町4-35-14　℡425-2820



参与
(元第9ブロック長)
小林　正友
芙蓉鋳工㈱
習志野4-11-9　℡473-6141



参与
(元第1ブロック長・元監事)
河上　達夫
丸山金属工業㈱
海神町南1-1475　℡433-0011



参与
(前Eブロック長)
増田　明正
㈲中村屋肉店
市場1-8-1　℡423-0430



参与
(税制委員、元女性部会長)
松本　仲子
㈱船橋安全
東船橋3-34-4　℡422-8840



参与
(組織委員、元女性部会長)
根本　千枝子
㈲アテナ・コーポレーション
宮本2-9-5　℡423-5518



参与
(前Cブロック長)
徳田　孝一
㈱メディカルスポーツプラザ
丸山4-52-10　℡439-0051



参与
工藤　祐政
㈱サン中央ホーム
飯山満町3-1535-17　℡462-0188

令和3年11月末現在



税務署だより　税務署だより



船橋税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒273－8574　船橋市東船橋５丁目７番７号　TEL　047（422）6511（代表）
※　お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

スマートフォンはこちら





STEP 1　「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
（所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。）

STEP 2　申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP 3　e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをご用意ください。

②ＩＤとパスワードで送信

ＩＤ・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

税理士による無料申告相談

～　申　告　書　を　作　成　で　き　ま　す　～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期　間	会　場	所　在　地	受　付　時　間
２月２日（水） ～　２月４日（金）	船橋フェイスビル６階 「きららホール」	船橋市本町 １－３－１	午前９時30分から 午後３時30分まで
１月31日（月） ～　２月９日（水） ※土、日を除きます。	イオンモール船橋 ２階会議室 （ジョーシン奥）	船橋市山手 １－１－８	午前10時から 午後３時30分まで

○　小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。**申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。**

○　ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類（詳しくは裏面をご確認ください。）の写し等をご持参ください。

○　会場の混雑回避のため、**「入場整理券」**を当日配付します。**（オンライン事前発行は、行いません。）**

○　**入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。**

○　申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

○　駐車場の利用については、各会場の規則に準じます。

申告書作成会場の開設について

～混雑(３密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	時間
２月 16 日（水） ～　３月 15 日（火） ※　土、日及び祝日を除きます。（注）	船橋税務署 船橋市東船橋５－７－７	【受付】 午前８時 30 分から午後４時まで ※　入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前９時から（提出は午後５時まで）

（注）ただし、２月 20 日及び２月 27 日の日曜日は開場します。

○　令和３年分の申告書作成会場では、混雑回避のために**「入場整理券」**を配付します。

○　入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE による事前発行で入手することが可能です。是非ご利用ください。

○　**入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。**

○　３月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、２月中の来署をお勧めします。

○　還付申告をされる方は、上記開設期間（２月 16 日)の前でも相談を受け付けております。

○　**当署の駐車場（１月から３月までの間）及び近隣店舗の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。**

オンラインで**事前発行**

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。

友だち追加は
こちらから！

【案内図】



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

○　相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。

○　ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

○　ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。

○　入場の際に検温を実施しており、**37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。**

なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、**"毎回"マイナンバーの記載**と、**本人確認書類**（番号確認書類及び身元確認書類）**の提示又は写しの添付**が必要です。



源泉所得税徴収高計算書の送信は e-Tax、納付はこちらをご利用ください

国税の 簡単！便利な！ 国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1 ダイレクト納付

こんな方におススメ！
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報はこちら

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法：パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続：e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



2 振替納税

こんな方におススメ！
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報はこちら

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法：預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続：初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※e-Taxによる提出が可能です。



3 インターネットバンキング等

さらに詳しい情報はこちら

納付方法：インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続：インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー（https://www.pay-easy.jp/）」でご確認ください。



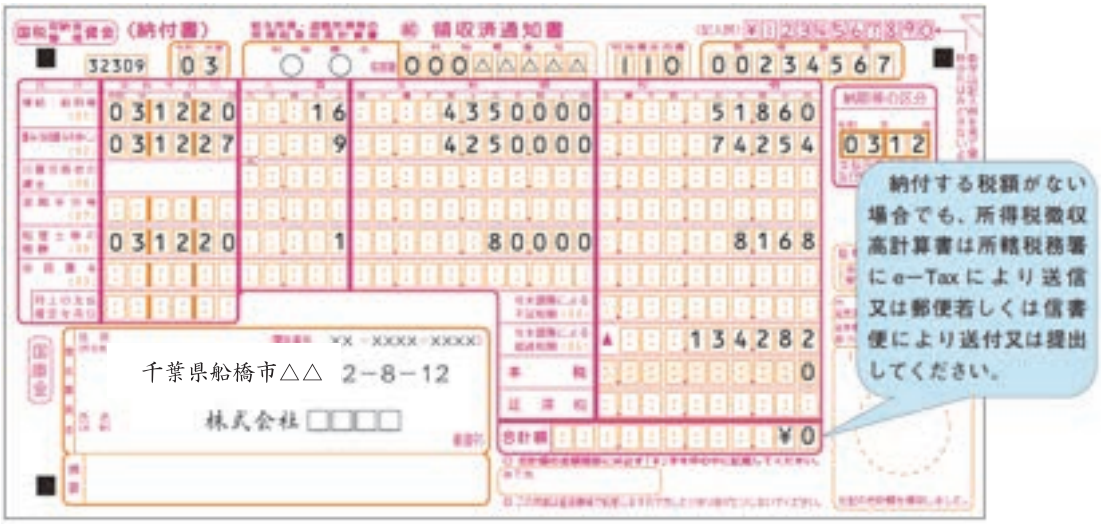
4 クレジットカード納付

さらに詳しい情報はこちら

納付方法：「国税クレジットカードお支払サイト（https://kokuzei.noufu.jp）」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

源泉所得税ゼロ納付書の提出等はお忘れなく！

所得税徴収高計算書（納付書）は、納付する税額がない（「本税」欄が「０」）場合でも、必ず所轄税務署にｅ-Ｔａｘにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。



税務署での面接相談は事前予約を！お願いします

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話して相談日時を予約してください。

税務署へ電話

↓

音声案内で「２」を選択

↓

相談日時の予約



国税のご質問は
国税庁ホームページのタックスアンサーが便利です。

詳しくは　タックスアンサー　検索

スマートフォン等で右のコードを読み取るとアクセスできます。

東京国税局・税務署

税制改正要望の陳情

この令和4年度の税制改正要望と言うのは、令和3年に全国各地の法人会を通じて寄せ集められた「税制を、このようにして欲しいという会員の声」を各県の法人会連合会が検討し、更にそれを寄せ集めた全国法人会連合会が精査し取りまとめたもので、通常は全国大会で発表された（昨年に続き、今年も取りやめた為、今年は日本経済新聞に1ページ全体を使って意見広告として発表されました。）ものを、全国夫々の法人会が所属する自治体の長や、地元選出の国会議員に陳情する法人会活動の一貫です。

令和3年11月15日（月）10：30～
船橋市長　松戸　徹氏・船橋市議会議長　渡辺　賢次氏　訪問


渡辺市議会議長へ陳情


松戸市長へ陳情

11月15日午前10時半に、田中会長、税制担当の小田原副会長、中上副会長、佐藤事務局長、小生の5名が船橋市役所に、船橋市長と船橋市議会議長を訪れ、税制改正要望を陳情しました。

最初に陳情したのは、渡辺賢次市議会議長です。

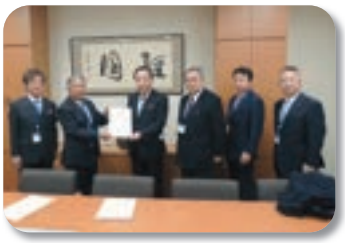
田中会長から「令和4年度の税制改正要望書」、その地方税に関する部分を簡潔にまとめた文書、及び、日本経済新聞に掲載された意見広告のコピーを手交し、固定資産税の軽減、その他、人件費を含む経費削減についても、お願い申し上げました。同議長からは「努力します、何かご要望があればいつでも言って来てください」と仰っていただきました。

次いで松戸徹市長にも「令和4年度の税制改正要望書」と、その地方税に関する部分を簡潔にまとめた文書、及び、日本経済新聞に掲載された意見広告のコピーを手交し、陳情しました。

特に松戸市長からは、コロナ関連の政府からくる補助金が、県を通さないと下りないため行政を進める上で今年は困難があったとの説明がありました。

公務ご多忙にも拘らず、快く要望を聞くお時間を割いて頂いた、松戸市長および渡辺賢次市議会議長には、改めて御礼申し上げる次第です。

令和3年12月10日（金）15：00～
衆議院議員　野田　佳彦　氏訪問



野田議員へ陳情

12月10日午後3時から、田中会長、小田原副会長、中上副会長、高見澤副会長、佐藤法人会事務局長、および小生の6名が衆議院第一議員会館に野田佳彦元総理大臣を訪れ、令和4年度の税制改正要望書を手交し、陳情しました。

陳情の中心は令和5年から導入されるインボイス方式についてとコロナの影響による経済活動の低下の防止、相続税（事業継承）についてでした。

消費税が、非課税、8%、10%と複雑になっていることには反対したのだが、決まってしまったと仰っていました。

また、消費税率が複雑なこと、また、売り上げが1千万円以下の事業者に益税が発生していること、正しく税金を納めて貰う為に更に煩雑なインボイス方式の導入もやむを得ないとのお考えのようでした。

また野田議員には、来年には法人会の全国大会が千葉で開かれる予定であることをお伝えし、例年出席して頂いている法人会の賀詞交歓会への出席のお願いしました。

総選挙、その後の首班指名が行われる特別国会が終わり、本格的な論戦が行われる臨時国会が始まったばかりのご多忙中にも拘らず、時間をとり陳情を受けて頂きました野田議員には、この場を借りて御礼申し上げます。

税制委員長　古澤　和一郎

全国法人会総連合　令和４年度税制改正提言

令和４年度税制改正スローガン

〇ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
〇適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
〇コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
〇中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

基本的な課題

Ⅰ．税・財政改革のあり方

・膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。
・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

・2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。
(1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。
・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。
・次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。
(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

・地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

・政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

・中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置
中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
①猶予制度ではなく免除制度に改める。
②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。
消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ．地方のあり方

・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ．震災復興等

・政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

Ⅴ．その他

1．納税環境の整備

2．環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3．租税教育の充実

税目別の具体的課題

1．法人税関係

1．役員給与の損金算入の拡充
（1）役員給与は原則損金算入とすべき
（2）同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2．交際費課税の適用期限延長
3．欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2．所得税関係

1．所得税のあり方
（1）基幹税としての財源調達機能の回復
（2）各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
（3）個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2．少子化対策

3．相続税・贈与税関係

1．現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要はあるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
2．制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
（1）贈与税の基礎控除を引き上げる。
（2）相続時精算課税制度の特別控除額（2500万円）を引き上げる。

4．地方税関係

1．固定資産税の抜本的見直し
令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
（1）商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
（2）家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
（3）償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
（4）固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
（5）国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2．事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3．超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
4．法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。
5．その他
1．配当に対する二重課税の見直し
2．電子申告

令和３年度「第４回理事会」

開催日：令和３年10月26日（火）
場　所：船橋商工会議所6F講堂



令和３年10月26日（火）船橋商工会議所6階講堂に於きまして、令和3年度第4回理事会が開催されました。

冒頭の会長あいさつでは、新聞に掲載された全法連意見広告の紹介があり、法人会の重要な活動の一つである税制提言に触れられ、法人会は税に関するオピニオンリーダーとして、税の使い道にもしっかり目を配っていきたいとのお話がありました。

来賓である船橋税務署の今村副署長からは、新型コロナウィルス感染拡大防止の為、e-Taxの推進を中心に、窓口に来なくても税に関する手続きができるよう取組をおこなっている旨のお話がありました。

本理事会では、以下の議事1から議事6までの6議事について審議・承認がされ、議事7について報告がありました。

議事1　令和3年度予算の執行状況（4～9月）について
議事2　会費収納状況及び未納処理について
議事3　会費未納者の「みなす退会」の処理
議事4　令和3年度会員増強運動の中間成果と今後の対応について
議事5　理事が関与する当会との取引承認の件
議事6　事務局長の任免について
議事7　令和3年度会長表彰及び会長感謝状該当者の決定について

なお、議事6により佐藤祐彰氏が事務局長に選任されましたので、この場を借りてご報告いたします。

総務委員長　安村　秀雄

令和3年度 税制セミナー

開催日：令和３年12月3日（金）
場　所：船橋市勤労市民センター



令和3年度の税制セミナーが、去る12月3日午後2時から、船橋市勤労市民センターにおいて、講師に青山慶二氏（全国法人会総連合税制アドバイザー・千葉商科大学大学院客員教授）を迎えて、「法人税を中心としたこれからの税制改革の焦点」をﾃｰﾏに、国際ルールからの影響と中小法人への配慮の二方面から検討した今後についてご講演されました。

全国法人会総連合税制アドバイザーの立場から青山先生は、(1)法人会の最近の税制改正要望に関して、①全国の各法人会から出された税制改革要望のとりまとめの手順②最近の主たる成果③重要な個別継続要望事項④中長期的な国家税制戦略との協調、(2)（世界の）法人税に関する改革の動きに関して、①（世界の）法人税率引き下げ競争の進展②多国籍企業の租税計画それへの対応③2012年10月の新しい国際課税ルールの合意と構想（青写真）④青写真後の国際合意をめぐる展開⑤利益に関する最終合意⑥グローバルミニマム税に関する最終合意⑦その最終合意に対する我が国の対応、を中心に講演をされました。

要約すると、法人会は会員の為に活動をしているということ。法人税率は世界と比べてどうかと言う観点から一定の範囲にならざるを得なくなるということ。その中で企業の大半を占める中小企業への課税は優遇されるべきであるということ。グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン、マイクロソフト（GAFAM）ような租税回避巨大企業から如何にして課税するかが世界の課題になっているということであった。

講演後に、世界の国々の中で相続税が税収の1%を超えている国は4か国しかなく、我が国もその4か国の高相続税課税国に含まれているということを青山先生は付け加えて話された。

相続税は元々、日露戦争の時の外国からの借金（外債・12億ドル）を返済するために導入されたものであるが返済が終わっても廃止されず、いつの間にか恒久税になっていて、それは事業の承継を困難にする、言い換えれば、子孫の幸福を願って一所懸命に働き家業を守るという勤労意欲を失わせる税になっているのではないかと小生は感じている。

税制委員長　古澤　和一郎

令和3年度　納税表彰

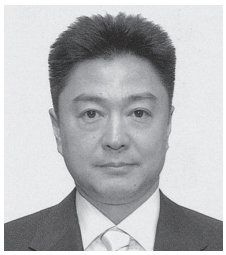
例年、納税表彰式は「税を考える週間」の行事として船橋税務署、船橋市役所及び納税協力８団体の共催により執り行われていましたが、本年も昨年に続き新型コロナウイルス感染の影響で中止となりました。しかし、船橋税務署幹部の皆様のお取り計らいにより東京国税局長表彰は令和３年12月８日（水）10：00より船橋税務署長室にて授賞式を執り行ない、船橋税務署長表彰、船橋税務署長感謝状は感染予防の観点から船橋税務署より受賞者個々への郵送となりました。当会の会長表彰・会長感謝状の授与は、コロナウイルスの感染防止を十分に行い東魁楼本館にて執り行いました。

またこの席にて上記受賞者のお披露目もさせていただきました。

受賞者の皆様からの喜びの声もいただき終始和やかにお祝いの会を終えることが出来ました。マスク会食にご協力をいただいた参加者の皆様、また徹底した感染対策をしてくださいました東魁楼さんに心から御礼申し上げます。

受賞された皆様は長年にわたり、税務行政や法人会活動に貢献された方々です。
この度の受賞誠におめでとうございます。

東京国税局長表彰



株式会社成晃社
山田　聡 様







税務署長表彰



理事
Ｄブロック長
林　啓悦 様



理事
広報委員長
青野　哲三 様

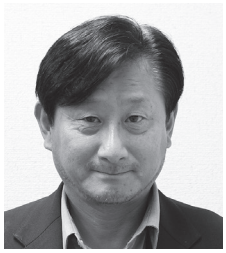


理事
組織委員長
大原　俊弘 様



令和3年度　納税表彰

税　務　署　長　感　謝　状



理事
二宮支部長
池田　昭夫 様



理事
新高根支部長
滝田　敦司 様



理事
宮本第１支部長
海老原　和正 様



理事
北習高根支部長
三須　榮光 様



理事
南船第１支部長
水上　智 様



公益社団法人船橋法人会会長表彰



理事・副会長
興松　美奈子 様



理事
青年部会長
積田　淳 様



監事
林　敬 様



海神支部幹事
齊藤　譲 様



公益社団法人船橋法人会会長感謝状



理事･源泉部会長
西船第２支部長
川野辺　武雄 様



組織委員
佐藤　日出子 様



第37回法人会全国大会（岩手大会）

開催日：令和3年10月7日（木）
場　所：オンラインによる開催

令和2年に行われるはずだった公益財団法人全国法人会総連合主催、一般社団法人岩手県法人会連合会主管の全国大会がコロナウイルス感染拡大の影響で延期され、1年後の本年10月7日に開催されました。しかし未だ終息を見ないコロナウイルス感染拡大防止の観点から盛岡会場と東京会場をネットで結び、午後14時から①第一部：記念講演②第二部：大会式典の二部形式で行われ法人会会員はネット上のYouTubeを通じて参加しました。

第一部の記念講演は「ユーザーイン経営」と題し、アイリスオーヤマ株式会社代表取締役会長大山健太郎氏にご講演をいただきました。

第二部の大会式典では、国歌斉唱の後、会員に対する全法連会長からの各表彰の報告、令和4年度税制改正スローガンの報告、青年部による租税教育活動の報告が行われ、その後、大会宣言が出されました。そして最後に来年度の開催県である千葉県の紹介がされ、岩手大会が終了しました。

例年のように開催される時は、会場には数多くの地元企業の出店もあり、それも楽しみの一つでしたが今回はそれも無く、大会後の懇親会も行われなかったこと等、現地での開催ができなかったことが残念でした。

来年はいよいよ千葉県大会です！私たち船橋法人会の田中保生会長がこの大会の実行委員長です。その際には皆さん是非ご協力をお願いします。

尚、式典で発表された令和4年度税制改正スローガンは以下の通りです。
○ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
○適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
○コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
○中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

税制委員長　古澤　和一郎



健康セミナー
初心者向けヨガ体験

開催日：令和3年11月19日（金）
場　所：リモートによる開催

令和3年11月19日（金）夜7時から1時間半　リモート（グーグルミート）を使用して初心者向けヨガ体験教室が開催されました。

講師は2年前もヨガ教室にて教えていただいた渡辺美奈子先生です。

コロナウイルスが蔓延して約2年、なまった身体をテニスボールでゴリゴリほぐし、前屈をして自分の体の硬さを認識することから始まりました。ひとつひとつの筋や筋肉を意識して呼吸をゆっくり整えることがヨガの良いところです。

美奈子先生の良く通る声が携帯電話やパソコンでも聞きやすく、とってもスムーズにリモートでのヨガを経験することができました。

来年は先生も生徒も同じ空間で、和気あいあいと楽しくお話をしながらヨガを教えていただけることを願っております。

平日のお忙しい時間帯にもかかわらず、ご参加下さいました皆様、ありがとうございました。

研修委員　森　雅美

部会ニュース

源泉部会実務研修会　年末調整説明会

開催日：令和3年11月12日（金）
場　所：船橋市勤労市民センター

緊急事態宣言は解除されましたが、受付での検温、マスクの着用など感染予防対策をしっかりと行ったうえ、船橋法人会源泉部会主催による実務研修会・年末調整関係説明会が去る11月12日（金）に船橋市勤労市民センターにて行われました。

主な内容は年末調整の手続きを電子化しスムーズに行うことができる「年調ソフト」、国税に関する各種申告が行える「e-Tax」のご説明をいただきました。

「年調ソフト」は国税庁公式アプリから簡単にダウンロードでき、年末調整手続きを電子化する場合、従来は税務署への申請が必要でしたが、令和3年度の税制改正により申請が不要となり、また印鑑も不要になりました。控除額も自動計算出来ますので、とても便利になります。



「e-Tax」は事前に電子証明書を取得登録することにより24時間利用可能、記載内容に回答入力するだけで早期処理されます。

モバイル化は業務の負担を軽減でき場所も時間も問いませんので、ぜひこの機会に登録してみてはいかがでしょうか。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

源泉部会幹事　水野　亜紀

市民のための税金教室

展示期間：令和3年11月5日（金）9：00～
　　令和3年11月12日（金）15：00
展示場所：イオンモール船橋　1Fイオンバイク前～
　　光の広場間通路





例年11月に「税を考える週間」の活動の一環として開催しております「市民のための税金教室」ですが、残念ながら今年も新型コロナウイルス感染拡大防止により開催は見合わせ、税に関する作品（作文・ポスター・標語・絵はがき）の優秀作品の展示のみとなりました。

第35回 全国青年の集い佐賀大会（現地参加）

開催日：令和3年11月25日・26日
場　所：佐賀市文化会館



日頃は青年部会の活動にご理解をいただきまして誠にありがとうございます。

青年部会では全法連青連協で開催される「全国青年の集い」に毎年度で参加しておりますが今年度は佐賀大会（佐賀県佐賀市）でした。昨年はコロナ禍で中止となった島根大会から2年振りの開催となりましたが感染対策をとり全国の単会部会長の参加となりました。

私は船橋法人会を代表して現地に参加しましたが船橋に残った青年部会員は可能な限りでリモート参加させていただきました。

11月25日から11月26日に開催され全国から青年部会長が集結しました。1日目の部会長サミットでは歴代の青連協会長のパネルディスカッションが行われて法人会の未来をお話しいただきました。

懇親会はコロナ感染症対策をとり例年の円卓形式を見直してスクール形式で行われました。アトラクションは佐賀県出身のお笑いコンビ「どぶろっく」さんのステージでした。ユニークでユーモアのあるトークや演奏が印象的でした。終盤では来年の開催地となる沖縄県連法人会メンバーがPRを行い“横断幕”やたくさんの“のぼり”で会場を華やかに盛り上げておりました。

2日目は“租税教育プレゼンテーション”が開催されました。全国から選ばれた青年部会がエントリーしましたがコロナ禍でも諦めずに感染対策を考えて租税教室を実現したり事業がご理解されて会員の増強にも繋がるなど好取り組みが披露されました。

大会式典では昨年度に中止となった島根大会から今回の佐賀大会そして来年度の沖縄大会へ大会旗が引継がれました。

記念講演は佐賀県出身の優木まおみさんのお話しでした。美容と健康を考えて多岐に渡り活動される貴重なお話しでした。

今回の得た学びや気づきを活かして船橋法人会青年部会は必ず皆さまへお役に立てるように進化します。歴史に刻まれる佐賀大会に参加させていただき誇りに思います。

青年部会長　積田　淳

全国青年の集い佐賀大会（リモート参加）

開催日：令和3年11月25日・26日
場　所：リモート参加



令和3年11月25日（木）～11月26日（金）「第35回法人会全国青年の集い～佐賀大会～」が開催されました。

残念ながら新型コロナウィルスの影響により、積田部会長のみ現地で参加し、他の会員はYouTubeを通じたリモートでの参加となりました。

大会内容としては25日夕方から部会長サミット、26日午前中に租税教室プレゼンテーション、健康経営大賞、午後は大会式典、優木まおみさんによる記念公演会が行われました。

その中でも各地区による子供たちへの租税教育活動プレゼンテーションは、目を見張るものがあり佐賀の「なりきり知事」、新潟の「なりきり政治家」など税金を使う目線での教育、神奈川では「税金ビンゴ」などゲーム感覚で租税の勉強ができるなど思考を凝らしたものが視聴でき、大変勉強になりました。これらを参考に船橋法人会の租税教育もより一層盛り上げていきたいと思いました。

また、健康経営大賞では、社員の健康意識に対する強い気持ちが伝わりました。健康の数値化、ポイント還元制度など社員も意識しやすい制度を設けるなど参考になることが多々ありました。

最後に残念ながらリモートでの開催となりましたが、この大会に向けて下見等の準備を進めていただきました、持井副部会長、雨宮厚生委員長、中薗厚生副委員長の3名に感謝申し上げます。

青年部会厚生委員　金子　雄司

第15回 全国女性フォーラム　新潟大会

開催日：令和3年11月16日（火）
場　所：新潟県朱鷺メッセコンベンションセンター

令和3年11月16日（火）法人会全国女性フォーラムに参加しました。会場は新潟県朱鷺メッセコンベンションセンターです。会場に入って先ず目に入ったのは「新しい形、新潟から」の言葉でした。コロナウイルス・コロナ禍・ウイズコロナ等多くの言葉が世界を包んでいる今だから心に響く言葉です。これからはウイルスとの共存など、新しい生活スタイルが定着して行くでしょう。そんな未来に向かう気持ちの強さを感じました。



主催者発表によると、全国からの参加者は1200人とのことで会場はほぼ満員でした。

女性部会のスローガンは「法人会組織の一員として、研修・交流を通じて部会員の資質の向上と社会貢献をめざす。社会への貢献をめざす法人会の活動の充実に努めます。」です。

私たちも法人会女性部会の一員として目指して参ります。記念講演は佐渡ご出身の前文化庁長官、現長岡造形大学客員教授「宮田亮平氏」でした。

「ときめきのとき」と題して約1時間の講演でした。1）むずかしい事をやさしく、2）やさしい事をふかく、3）ふかい事をおもしろく。とても素晴らしい講演でした。

講演終了後、式典、そして親睦会が開かれました。他県の女性部会の方々との交流もあり有意義な時間を過ごされていただき、女性フォーラムの意義を感じました。翌日は新潟県内を研修し帰路に着きました。

女性部会長　座間　久子

ブロックニュース

Eブロック

日帰りバス旅行
鬼怒川の紅葉と東武ワールドスクエアを満喫

開催日：令和3年11月21日（日）
行き先：栃木県鬼怒川方面


1号車


2号車



恒例行事になっているEブロックバス旅行が11月21日（日）に開催されました。今回は栃木県鬼怒川方面への日帰り旅行です。

2年ぶりの旅行は、募集を開始して1週間程で定員に達しました。皆さんコロナ禍で我慢していたものを発散したかったのでしょう。


東武ワールドスクエア

当日、私は集合時間の30分前に到着したにもかかわらず、その時には殆どの参加者が集まっていました。予定通り6時15分に船橋市地方卸売市場を出発し、途中トイレ休憩を挟みながら目的地の東武ワールドスクエアに到着しました。私は東武ワールドスクエアに初めて行きましたが、世界中の有名な建造物が所せましと建てられていて、かなり見応えがありました。だいたい1時間15分ほど園内を見学した後、バスで15分ほど走ったところにある「日光水車蔵」で湯波（ゆば）を中心とした昼食をいただきました。日光は「たまり漬け」という漬物が有名とのことで、食後に皆さんは大量にお土産を買っていました。お腹も満たされ、またバスに乗り、今度は「日光あられ工房」というあられ菓子の製造工場に行きました。当日工場は稼働していなく見学はできませんでしたが、揚げたてのあられ等をお土産に買い、Eブロックバス旅行恒例のビンゴ大会を行いながら帰路につきました。

今回のバス旅行はコロナ禍という事もあり、観光地も食事何処も団体だと中々受け入れて頂けないところが多かったと聞きました。バスの中も、飲食（アルコール）は禁止と今までの旅行の様にはいきませんでしたが、それでも参加した皆さんは久しぶりの旅行を満喫していたと思います。旅行会社、観光バス会社のご協力を始め、参加していただいた皆さんのおかげで今年も楽しい旅行ができました。コロナが収束し、来年はもっと楽しい旅行ができることを願いたいと思います。

Eブロック・本町第三支部長　小柳　正和

ふなばしの四季

～冬～



船橋の初詣！と言えば「大神宮」との声が一番多く聞こえてきます。

そんな「大神宮」の様子を少し覗いてみましょう。「船橋かるた」でも「ふ」で紹介されています。社務所でお聞きしたところコロナ禍の前は7万人の人が初詣に訪れたそうです。

「船橋大神宮」は、正式名を「意富比神社」(おおひじんじゃ）と言います。初詣や七五三など船橋市民に限らず多くの人で賑わいを見せます。

大神宮へは京成本線「大神宮下駅」が一番便利で、500mほどで一之鳥居があり長い境内を通り拝殿・本殿へと導かれます。広い境内には鳥居の数だけでも11基を数えます。そして「八劔神社」「大鳥神社」「八雲神社」「常磐神社」等多くの神社があります。

また、千葉県有形民俗文化財である「灯明台」も目をひきます。高さ12m、明治13年（1880年）に地元の漁業関係者によって建設されたとのことです。


市民の願いを受けて


灯明台

冬は特に魚のおいしい季節です。魚編に雪と書く「鱈」は北国を代表する魚として多く食されていました。行商の人が鱈を売りに来ると、母は「3かけ」と声を掛けます。1かけは雄と雌が1対のセットです。魚の口がわらで結ばれており、母はそれを雪の上に無造作に放り投げていた姿を思い出しました。腹に「たらこ」が入っているものは雌。「真子」といって白子が入っているのが雄です。

さてさて、話をここ船橋に戻しましょう。船橋で漁師に冬の魚について聞いてみると「やっぱり、このしろでしょう！」とのこと。ニシン目、ニシン科の魚で鮗、鰶と書きますがほかにもたくさんの漢字があてられているようです。成長するに従って名前が変わる魚で関東地方では、孵化してから4cm～5cmまでをシンコ、そして、やや成長し7cm～10cm位になるとコハダ、13cm前後をナカズミ、15cm以上をコノシロと分類するそうです。

この写真は船橋港での水揚げの様子です。

写真提供：船橋市漁業協同組合・大平丸　大野　一敏氏





季節の花

河津桜

右の写真は昨年1月21日に撮影したものです。船橋市場横の海老川のほとりです。春の海老川は水が澄みほとりには桜が咲く、まさに「船橋の春の小川」というところです。

しばらく桜の花を眺めながら歩いていると、鳥の鳴き声と共に目に映ったのは黄緑色のメジロでした。体長10～12cmくらいでしょうか！丸みを帯びたとても愛くるしい姿が春を運んできてくれたかのようでした。


気の早い桜とうぐいす

会員の皆様からの投稿、写真等々事務局までお寄せ下さい。取材に伺います。

第９回「市民の集い ふれあい広場」いよいよ開催！

長らく延期になっておりました「第９回 市民の集い ふれあい広場」を令和４年３月５日（土）に開催することとなりました！

詳細につきましては今後チラシ等でご案内申し上げます。是非ともご参加いただけますようお願い申し上げます。



市民の集い実行委員会　実行委員長　小田原 隆泰

こんなスポーツごぞんじですか

シッティングバレーボール

東京2020オリンピック・パラリンピックが終わりました。私達に感動を与えてくれた「パラリンピック」の中から、千葉県を会場にして行われた「シッティングバレーボール」をお届け致しましょう！！





この競技は「座ったままで行うバレーボール」でルールも一般の6人制バレーボールとほぼ同じです。座ってプレーすることで、健常者も障がい者と一緒にプレーできるスポーツとして普及しています。

基本的には国際バレーボール規則に準じていますが、ネットの高さ（男子1.15m、女子1.05m）とコートの大きさ（10m×6m）は一般のバレーボールと違います。

さらに、このスポーツの大きな特徴は、座って行う競技なので、でん部（おしり）が床に着地しているかどうかということが勝敗を分ける大きな要素となります。また、ブロックはサービスの時でもOKで、上背のある外国人選手は有利です。パラリンピックの日本チームの結果は、男子、女子とも予選通過できず8位でした。

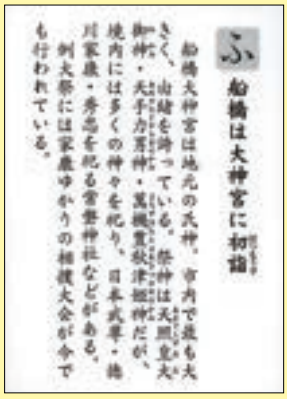
障がいのあるなしにかかわらず、一緒に楽しめるスポーツとして、シッティングバレーボールにぜひチャレンジしてみましょう。

写真提供：船橋障がいスポーツ協会

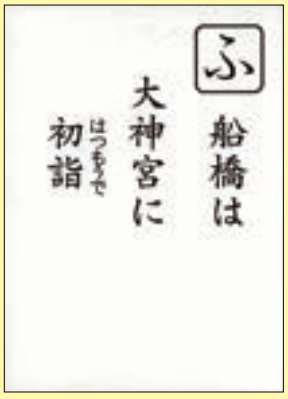
歴史

1956年オランダでドイツを起源とするジッツバル（ドイツ語で「シッティングボール」の意）とバレーボールを組み合わせたシッティングバレーボールが考案された。国際大会は1967年から行われるようになり、1979年には国際身体障がい者スポーツ機構（ISOD）による初の公式の国際トーナントがオランダのハールレムで開催され、さらに1980年のアーネムパラリンピックで男子の部が、2004年のアテネパラリンピックから女子の部が正式種目となった。

船橋かるた







船橋をよく知ること、それが地域への愛着や関心に発展していきます。その重要な入口として船橋の歴史、文化財、産業などを詠んだ「船橋のかるた」をつかってカルタ遊びをしながら、子供達に郷土の歴史や文化を伝え、児童の健全育成を図ることを目的に活動しています。平成28年には市内全ての小学校に配布され授業にも役立ててもらっています。

取材　広報委員　大嶋　京

当社はこんな会社・会社自慢

森田呉服店　株式会社パステルタウン

創業150年余の着物･和装小物･手拭の専門店

〒273-0005
千葉県船橋市本町４丁目35-14
TEL　047-422-2028
FAX　047-424-6556
URL　www.diamond-service.jp/morita/
E-mail pastel@opal.plala.or.jp

江戸の終わりに分家してご商売を始め、明治5年に建てられた船橋の老舗森田呉服店さんは現在着物・和装小物・手拭の専門店です。関東大震災など数々の災害を乗り越えて奇跡的に残ったお店と移り変わる船橋の街並を見守るのは5代目店主の森田雅己さん。時代の流れから数年前に店を改装する決断をして呉服店から小物店として一新。お客様もネットを見た若い人や観光客も増えて賑やかな日もあるとか。船橋のご当地柄やユニークな柄など約400種類もの手拭いや作務衣やはんてん、夏には浴衣や甚平も扱っていてお祭りや花火大会が待ち遠しいですね。最近ではいろいろな取材を受けて雑誌にも取り上げるられる船橋市の観光スポットで、北海道や沖縄からもわざわざ立ち寄ってくれるようです。



代表取締役　森田雅巳

ぶらっとお散歩がてらお店に立ち寄ってみると、きっと素敵な小物に出会えることでしょう！







森田さんは当会会員であり（現･Eブロック副ブロック長･前年度本会監事）、法人会活動に精力的に参加されております。

昨年度までは本会監事としてご活躍でしたね！

はい、いつも皆さんが活躍している報告を理事会などで受けておりました。大変お世話になりました。

Eブロックの運営でもご活躍とうかがっております!

自分もブロック長（当時）・支部長も経験させていただきましたので、微力ながら協力をさせていただいております。

法人会への想いをお聞かせください!

船橋法人会の理事の皆さんは他県の法人会や団体に比べると多くの若い方が活躍されていると思います。会員増強や普及活動も理事・会員の皆さんが一生懸命に動かれていて素晴らしいと思います。コロナが早く収束して今までのような活動ができることを祈っております。

長きに渡り船橋法人会にご尽力を注がれている森田さん。商店会も高齢化が進み大変な時期を迎えているとのことですが、益々のご活躍をご期待申し上げます。お忙しいところ取材に快くご対応いただき誠にありがとうございました。

取材　広報委員長　青野哲三

つれづれなるままに

船橋の海老川に、すずきの稚魚が泳いでいますよ！

そんな情報が聞こえてきました。そう！船橋港はすずきの宝庫。そういえばそんな事聞いたことがあったっけ？と自問自答しながらカメラを片手に海老川へ向かいました。

それは、コロナ禍の昨年2月半ばのことでした。

太郎橋を過ぎ、河口に向かって歩きます。大神宮の門前で「船橋のいわれ」「泉重千代翁の碑文」を見ながら歩いていたその時、キラキラキラキラと水面が光りました。そう！

稚魚の大群です。それは千匹、いいえ1万匹くらいいるでしょうか？

カメラのシャッターを切るのを忘れるほどの沢山の稚魚です。キラキラ光って見えるのは魚の胸鰭の輝きです。この稚魚達よ大きくなって戻ってきてね！

でも・でも、この写真を漁師の人に見てもらったら、「ああ、これはボラだね！」とのこと。

いずれにせよ、「稚魚」の大群には間違いなし。めでたしめでたし。

ボラかすずきかー？そうだ！市役所ならわかるかな??と思い問い合わせると「市役所には魚に詳しい人はおりません。」とのこと。

いずれにせよ稚魚の大群に出会った事は確かです。

昨年の2月13日の事でした。



記：広報委員　大嶋　京

◇新しく入会された皆様です…よろしく◇

（令和3年9月1日～10月31日入会）

支部名	法人名等	代表者氏名	所在地	電話番号	業種
二　和	㈱新原	新原　学	東京都豊島区高田3-15-7 第一大島ビル210	080-6502-9716	道路旅客運送業
二　和	㈱心郷舎	金子　孝志	船橋市二和東5-39-1	047-404-9666	就労支援事業
二　和	㈱東王交通	関　振東	千葉市美浜区高洲2-9-56	043-386-3661	道路旅客運送業
松が丘	輝内装	澤井　信輝	船橋市坪井町765-50	080-8050-1284	内装工事業
金　杉	㈱ハーベスト	大熊　幸雄	船橋市金杉7-39-16	047-447-6172	管工事
新高根	㈱鈴木	島村　正明	船橋市高根町1875-1	047-498-9688	畳卸売リ
山　手	釜石電工㈱	釜石　春己	船橋市北本町2-8-1-508号	047-425-0776	電気工事業
山　手	㈱SmartGreen	池田絵里子	船橋市行田1-50-11-1103	080-3849-4742	太陽光発電機器卸
山　手	㈱アイプラン	亀田　健司	船橋市前貝塚町568-5	047-439-0951	不動産代理仲介業
山　手	㈱H.project	萩原　克也	船橋市北本町1-15-1-810	050-5894-4932	美容室
夏　見	㈱貝電	貝瀬　道俊	船橋市東町896	047-425-1531	電気通信工事業
夏　見	㈱ヴァイタライズベーシック	小原　拓	船橋市夏見5-13-43	047-456-8578	サービス業
夏　見	日本クレアス税理士法人 千葉本部	三田　洋造	船橋市夏見台4-8-29	047-430-1818	税理士
前原東	㈱Realize	飯島　直人	船橋市前原西7-6-24	047-477-7656	自費リハビリテーション
前原東	齋藤工業㈱	齋藤　文貴	船橋市前原東3-5-21-504	090-8559-5862	建設業
薬円台	合同会社エステラ	矢代　勝彦	船橋市薬円台4-23-10	047-468-1612	不動産業
前　原	須賀原建設㈲	須賀原 初義	習志野市津田沼3-13-1-107	047-476-1494	建築工事
前　原	㈱トータルサポート	島田　毅茂	船橋市前原西2-14-1-808	047-493-7773	不動産業
前　原	㈱香裕商事	星野　敦生	千葉市花見川区三角町30-1 2F	043-216-5894	運送業
前　原	ライフトラスト㈱	朝間　史明	習志野市奏の杜2-17-10	047-409-9921	不動産業
本町第1	㈱デクシスプランニング	野間　正浩	船橋市本町2-1-34	047-401-1108	卸売業
本町第2	㈱LifeGateWay	前島　聡	東京都中央区銀座3-4-1 大倉別館5F	03-6893-2790	営業代行業
本町第2	ビズキャリー㈱	佐久間孝紀	千葉市美浜区新港220-4	043-204-2151	運送業
本町第2	興和金属㈱	李　暁輝	白井市清戸723-12	047-497-7555	金属卸売業
本町第3	㈱GARAGE 461	秋谷　隆	白井市名内566	047-498-0131	自動車板金塗装・修理
本町第3	㈱トレード	若松　英之	白井市名内320-11	047-491-7997	製造業
宮本第1	㈱みやび企画	蒲生　雅明	習志野市実籾5-38-15	047-409-7577	ハウスクリーニング
宮本第1	太田商店	太田　成則	船橋市宮本7-21-11	047-423-6311	建材卸
宮本第2	㈱便利屋救急社	積田　光雄	船橋市宮本1-10-6	047-423-3591	リフォーム
宮本第2	㈱エフアールエス	清水　貴司	船橋市駿河台2-7-47	047-401-1480	飲食業
本中山	㈱ネクサス	橋爪　俊輔	船橋市本中山5-12-18	047-333-1220	建築工事業 （木造建築工事業を除く）
海　神	㈱MTB	柄澤　剛彦	船橋市海神4-14-15	047-404-9315	建築一般
海　神	ネコダカンパニー合同会社	熊田　貴元	船橋市海神3-7-25-403	080-3284-6525	不動産賃貸業
湊　町	㈱東條インテリジェント ネットワーク	東條　伸一	船橋市湊町2-8-40-1803	047-407-1970	技術コンサルタント
湊　町	第一生命保険㈱ 鎌ヶ谷営業オフィス	上村　靖史	鎌ヶ谷市富岡1-4-67 第一生命鎌ヶ谷ビル1F	050-3782-1718	生命保険

e-Tax推進税理士のお知らせ

政府が推進している「電子政府」の税務当局版「e-Tax」が、平成16年から利用開始され、船橋法人会は、この普及を図るため、事業計画の重点事項として「e-Taxの利用促進」を掲げ、会員企業のみならず、納税者全員のe-Taxの利用促進運動を展開しています。

また、千葉県税理士会船橋支部においても、「e-Taxの利用」と「代理送信の利用」を推奨しており、支部所属の会員のうち、e-Taxの利用推進に積極的に取り組んでいる税理士に「e-Tax推進税理士」として、自薦により名を連ねていただきましたので紹介いたします。

「e-Taxの利用」や「代理送信の利用」をご検討されている方は、是非名簿掲載の税理士にご相談いただき、e-Taxの利用拡大にご協力ください。

千葉県税理士会船橋支部

税理士名、法人名	事務所、法人所在地	電話番号
相川　和永	船橋市西船4丁目19番5-101号	047-410-1141
伊豆倉　久代	船橋市湊町2丁目1番19号　ルミエール船橋201号	047-436-5798
伊豆倉　博幸	船橋市湊町2丁目1番19号　ルミエール船橋201号	047-406-5286
市原　　守	船橋市薬円台1丁目14番2号	047-464-3737
伊藤　鮎美	船橋市二和東6丁目16番4号　京勇ビル1F	047-497-8025
伊藤　しほ子	船橋市飯山満町3丁目1892番地174	047-469-8837
伊藤　節子	船橋市駿河台2丁目19番16号	047-425-8420
稲口　淳太郎	船橋市夏見1丁目13番32号　夏見パレスハイツ207号	047-424-7067
黒田　　誠	船橋市三咲2丁目17番25号　アーバネスト船橋三咲202	047-440-0011
小島　紀子	船橋市三山4丁目6番10号	047-478-6817
齋藤　麻子	船橋市本町7丁目12番22号　四ツ井ビル3階	047-422-4421
佐瀬　俊道	船橋市湊町2丁目2番19号　イシデンビル3階	047-437-0100
新谷　美千代	船橋市高根町728番地2	047-439-0752
友田　　強	船橋市咲が丘1丁目1番10号	047-448-5530
長谷川　秀夫	船橋市本町6丁目10番20号　メゾン・ド・ボネール101号室	047-456-8732
平野　武一	船橋市前原西2丁目34番9号	047-403-9118
古川　　毅	船橋市本町6丁目2番10 ダイアパレスステーションプラザ船橋516号	047-401-4664
細川　光幸	船橋市海神町南1丁目1569番地1　グレースハイツ船橋815号	047-432-4731
宮下　常民	船橋市南三咲2丁目33番3号	047-448-7616
宮原　本法	船橋市西船2丁目9番14-G号	047-404-7098
深山　秀一	船橋市前原西3丁目17番12号	047-471-4003
森内　勝也	船橋市新高根4丁目6番3号	047-466-2022
森島　庸吉	船橋市西船1丁目9番6号	047-433-3211
山田　卓生	船橋市前原東1丁目6番1-106号	070-4807-6219
渡邊　　章	船橋市前原西3丁目5番15号　マルトビル205号	047-406-4972
税理士法人アドライズ	船橋市習志野台7丁目20番75号	047-468-2234
税理士法人宇田川・松村会計事務所	船橋市宮本8丁目30番12号	047-426-5525
税理士法人東京IR平田　船橋本部	船橋市本中山4丁目18番16-102号	047-335-6545
税理士法人フロイデ	船橋市高根台6丁目33番20号	047-461-9902

船橋法人会は社会貢献活動を支援しています

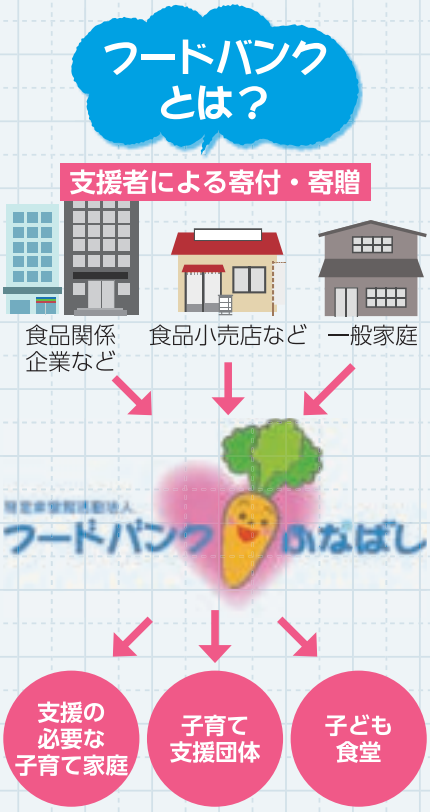
フードバンクふなばし

地域の企業・支援者と連携し、支援を求める子育て家庭や子育て支援団体に無償で食材を提供しています。

日本では年間2,550万トンの食材が破棄され、その中にはまだ食べられる食材が多く存在します。いわゆる「フードロス問題」です。私たちはそういった食材をご提供いただき必要な方にお届けすることでフードロス削減にも貢献できるよう努めています。

何より育ち盛りの子ども達を地域で支え、食の面で応援してあげたい。是非とも私たちの活動をご理解いただき、支援の輪に加わっていただければ幸いです。

ご協力いただける企業様を募集しております。下記QRコードからお申し込みいただけますので宜しくお願い致します。







フードバンクふなばし　検索

Heart Warm Sunday 心の絆応援プロジェクト

～広げよう心の輪、伝えよう子供たちへ～

東日本大震災復興支援活動 in Funabashi

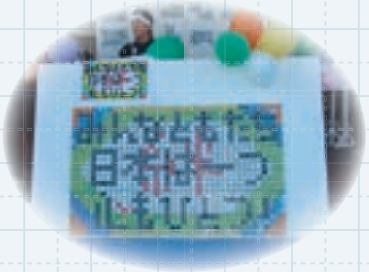


2011,03,11東日本大震災、私たちはその惨状を目の当たりにし、船橋から被災地の子ども達に手を差し伸べる活動を始めました。

当初は船橋市PTA連合会と市内青年部（業種別）とコラボして始めた活動も10年の歳月が流れ、現在では毎年起きている自然災害もその対象と考え地道な活動を続けております。

現在までに約400万の浄財を支援しております。

被災した時0歳だった子供が二十歳になるまで支援していこうと考え、現在折り返し地点までまいりました。ご支援いただければ幸いです。



心の絆応援プロジェクト　検索

公益社団法人船橋法人会
新春記念講演会・新年賀詞交歓会のお知らせ

開催日時：令和4年1月21日（金）17：00～
会　　場：ホテルスプリングス幕張

第一部　新春記念講演会　17：00～18：30
講　師：豊島　英（とよしま　あきら）氏
元車いすバスケットボール日本代表選手
東京パラリンピック銀メダル獲得
テーマ：～東京パラリンピックまでの歩み～
第二部　新年賀詞交歓会　18：40～20：00



当面の行事予定表

月	日	曜日	開始時間	行　事　名	開　催　場　所
1	13	木	17：00	経済界意見交換会	船橋商工会議所　談話室
	19	水		全法連：新年賀詞交歓会	帝国ホテル
	20	木	10：35	青年部会：租税教室	金杉台小学校
	21	金	17：00	法人会新年賀詞交歓会	ホテルスプリングス幕張
2	3	木	14：00	決算法人説明会	中央公民館（予定）
	4	金	14：00	源泉部会：第3回実務研修会（予定）	船橋商工会議所（予定）
	5	土	11：00	青年部会：大家族会	持井工務店
	17	木	14：00	新設法人説明会	東部公民館（予定）
			18：00	新入会員歓迎会	東魁楼本館
3	3	木	14：00	決算法人説明会	東部公民館（予定）
	5	土	9：00	市民の集いふれあい広場（予定）	船橋市市民文化ホール
	9	水	14：00	第5回理事会（仮）	船橋市勤労市民センター
			16：00	絵はがき優秀作品表彰式（仮）	船橋市勤労市民センター
4	14	木		全国女性フォーラム（静岡大会）	ツインメッセ静岡（静岡県駿河区）
5	20	金	15：00	三部会総会・講演会（源泉・女性・青年）	船橋市勤労市民センター
6	7	火	15：00	法人会第39回通常総会	ホテルスプリングス幕張
	17	金	15：00	県連：第9回定時総会	三井ガーデンホテル千葉

※行事は変更になることがございます。　事前にホームページ等でご確認ください。

CONTINUED 2022

やさしさをON。感動をIN！

私たちは様々な負荷をOFFし、人にも環境にも嬉しいご提案に取り組みます。



脱プラスチックを目指した紙製ファイル等のご提案や、小ロット対応による大量生産・大量消費からの脱却、
またFCS認証紙の使用など、私たちはサステナブル社会を実現するための様々なご提案を行なっております。

印 刷
チラシ・ポスター・パンフレット
名刺・封筒・シール・ステッカー
カード・伝票・会報誌・記念誌
大判出力・看板・パネル

コンテンツ制作
取材・撮影・ロゴ・キャラクター
webサイト制作・保守管理
動画・イベント企画運営
ライティング・編集

各種サービス
オリジナルノベルティ制作
防災・衛生用品各種取扱
ネットショップ運営代行
広告代理サービス

Shinpo 株式会社 総合印刷新報社

■本　　社：〒273-0014 千葉県船橋市高瀬町32番地　TEL.047-431-9166(代)　FAX.047-433-6232
■つくば支店：〒305-0035 茨城県つくば市松代2丁目2-1　TEL.029-863-1888　FAX.029-863-1889

情報満載!
ホームページは
こちらから
https://www.shinposha.co.jp